

平成 28 年度
山口県文書館
古文書入門講座
担当：金谷匡人

筑前国遠賀郡庄の浦仙女寿命貝のあらまし

山口県文書館蔵毛利家文庫 29 風説 41 美々婦久路 所収

一 筑前国遠賀郡浦人の中に、伊万里の瀬戸物を船に積て諸国を廻り商売をなす事也（ありカ）、然るに此年天明二寅五月奥州津軽に至り舟宿に滞留し、乗組の者銘々日々に歩行荷をかつぎ、市中在々を徘徊して売ひさきける、其内何某とかやいへる者（此者遠賀郡芦屋、今は残の嶋いなり丸乗組也）或日山路にふミ迷ひ、そこはかとなくさまよひけるに、谷川に慕ひて野菜の屑流れ来れるを見て、扱は此水上に人里有けるよと力を得て、川に添ひ尋行けるか、数十町をへて女房の洗濯して居たるに逢ひ、我は旅の者に候が、道に踏迷ひ東西をわかず、漸く是迄たどり参り候、何方へ行てか人里へ出候はんや、教へ給わるべしと申ければ、女房答へけるは、此所ハ深山隠れにて、商人杯の余り通ふ

所にあらず、如何して踏あやまり給ふにや、是より里迄出給はんには、道の程にて日も暮給ふべし、いたわしさよと申言葉にすがりて、

如何にも昼の内だにも前後を忘れ候、まして日も暮なバ狼の

えじきとも成ぬべし、あわれ、すのこの端也とも今宵一夜明させ

給はらば、一命を助け給ふにひとしかるべし、ひとへに頼入候と手を

合せて申ければ、商人にハ何国の人にて候と問ひけるに、九州

筑前の者也と答へければ、此女いと驚きたるさまにて、あらなつ

かしのつくし人やとうち涙くみけるに、如何なれば五百里餘りも

あなたなるつくしの人と聞て、ゆかしきさまに見へ給ふはいぶ

かしさよと申ければ、されバ我ハもと筑前岡（遠賀）のあがたの庄の

浦と云所の者に候が（此女生れ遠賀郡芦屋にて拾七歳二而博多江縁二付、不縁二而其後鞍手郡八尋村二縁付、

其所も不縁二而、式拾五歳の時庄の浦江縁付、男子女子もつなり）、不思議の縁にて本国の人にめぐり逢ふも一方

ならぬえにしなければ、今宵ハ見苦敷共草の筵にやすらい

終夜物語申べし、いささせ給へと、たらいをかつき先に立て案内し

我家江伴ひけるに、さのミ住侘びたる躰にもあらず、主じハ

他行にて、男女忒三人も有て、したため杯取賄ひ、いかにも草臥給はん、

休らへ給へ、されと故郷の親兄弟にも逢ひし心にも候得は、

夜もすがら物語可申、いとあやしくもおぼすべけれど、御国への

土産にもと思ひ給へかし、灯火かゝけ枕さし寄せて、抑我は

山鹿の片原に庄の浦（山鹿より拾六町程）と申所の賤しき海士の子にて

候ひし、其頃庄の浦は山鹿刑部尉と申人の領地成しに、寿永

とかや申年の頃、安徳天皇と申奉りし帝宮古郷を落させ給ひ、

西海に漂泊まし、刑部尉を頼ミ給ひて山鹿の東なる山奥に

仮の皇居を構へおはしませし時、我等は藻かづきのあまの手

馴し業なれば、穢ものなど取て御所にもおりく捧け侍りし也、

一年我身病ひに伏けるに、日に添夜に増し食事も減し、やせ

おとろへしかど、片田舎の事二而薬を服するよすがもなく、ひた

よわりにもて行て、今は中々いくべくも候ハねば、男女子三人

持たりしが、いと孝心にて、枕に付添歎き候へしに、或日穢に出て

一ツのほら貝をひろい帰りて、是を能煮調へ、すゝめたりしが、

其味ことの外宜敷覚へし、夫より少々宛食事にもとづきける

ゆへ朝夕二三日が間に其貝を菜となしてことごとく給へけるに、

頓而病本服（復）せしより、身躰もとよりすこやか也、其後は終に病と

云事を知らず、いく春秋を重ねて老衰の形もなく、所謂

不老不死の薬にてもや侍りけん、今思ひめぐらすに、はや六百余年

と申、昔語り二而我ながらいといぶかしき身の上に侍る也、然れ共

人の命の限り有ものなれば、夫に成けるものも世を去り、子供も

失ひ孫も皆死に、ひ孫・やしまこもみな／＼寿命を保ちて

なく成ければ、只我身ひとり、つれなくも数多度の愁ひ

歎にも、佛だにも替りおとろへもせで、ながらへぬるを我ながら

いとうとましく、海川江身をしつめても（と）思ひ立し事度々

成しが、或時は人々にささへられ、又或時ハいかなれば斯ハ侍らん

唐の仙人とやらんこそ、我ごとくに長生もするよしなれば、よしや

ながろふる迄生て見はやとも思ひ返す事もあり、世を経ま

に我住里のわたりなるくきの海もくまぐ／＼干瀉と也、神功皇后

の御船をつなぎ給ひし所もいつの程にか畠と也、いはし山・蟹瀬・

岩瀬杯云へる所も、皆ほの香の名のミ残りて、昔の跡かたも見

えず成しかば、今ハ猶更飛鳥川の淵瀬と替りし海山川里の

気色思ひやられける、されバ其間に乱し世も有り治る世の

時も有ている／＼さまぐの事ともにあひぬれ共、女の身の上な

れば能も覚へ候はず、去程に、いつの程にや、住馴し故郷も住うく

覚へければ、国々宮々寺々杯拝廻らばやと思ふ心のひたすらに

おこりて、子孫の者所の者に暇を乞て、先豊前の国を廻り、豊後

の三保の浦とかやいへる所に年を経て、其後伊予の国江渡り

爰にて多くの年月を越、夫より土佐・讃岐・淡路など弘法大師の

尊き古跡など拝ミ廻り、船に乗りて長門国江渡り、出雲・伯耆・

石見などにも年を経て、因幡の国江渡りぬ、爰に法美郡

とかやに御社のおハしけるを拝しけるに、所の人詣て来りて、旅人ハ

何国の人にやと有ければ、筑紫の片辺りの者にて候、此社は

いかなる御神にて渡らせ給ふにやと尋けるに、是こそ

彼六代の御代に仕へ給ひし三百余歳を保せ給ふ武内大臣にて候也、

御身ハ若き人なれば、ことぶきを祈り給へと聞へけるに、我身の上の

いとどうとましく思ひしかど、さり気なくもてなし、実々目出度

御神の御寿にあやかり申度こそと申て物語申けるに、若き女姓

のひとり何国江参り給ふにやと有しに、極めたるあてもなく

只諸国の尊き宮寺杯拝ミめぐり候也と答へければ、急の

道ならずハ暫我もとへとどめ申べしとありしに任せ、伴ひ行しに、

家富栄へ賤しからぬ農家二而、此人やもめ成ければ、所の人々に

進められていもせのかたらいをなす事久しかりしに、夫二ハ

年に随ひ老さらばへども、我身ハ更に兎替りもせず有しかば、

人々あやしミ、化生の者にやあらん、又ハ切支丹など云へる者にや

侍らん杯とひそめき渡るをほのかに聞侍るより、爰にも止り

難く、ひそかに出て都の方より吾妻の国々をへめぐり、さいつ

頃より此陸奥の津軽の郡に参りしが、又もや人々のわりなく申

給へるに、いなミかたくて此家の主に嫁し候也、我身筑紫に有し

時迄ハ、今の錦（綿カ）と云もの無ししゆへ麻をつむぎ、布を織事千

たん余りなりしが、故郷を出し頃かのほら貝のからを、我命の

親なれば、所の神職成人を頼ミて、小きほこらの有しに

祝ひ納めて、我姿とも形見共ミよかしと申残し候ひしが、

今ハ限りもなき年月に候へバ、いかゞ成行候やらん、しかあれ共

其社のあたりに舟留松連大きなる木の一もと有しや、松は

千年のものなれば、今に朽木共ならで侍らんも斗り難し、

若彼所に至り給ひなバ、是を印に若しも我子孫成者など

侍らバ尋出し、此物語をも聞せ給ハれかし連、夜もすがら

語明しける由、此商人今年（文化二年か）の神無月庄の浦にたつね来て、伝

次郎と云へる者の家に彼ほら貝の伝ハれるを見、ほこらの

傍らに彼松の有を見て、いとゞ奇異の思ひをなし、しかゞ

のよしを伝次郎に物語りけると也（但天明二より文化二迄貳拾四年也）

一 按に、舟留松と云ハ昔此松に船を繫くと云、樹下に貴船の社有、彼ほら貝を納たりと云ほこら成べし、古記曰、神功皇后三韓

御征伐の時、洞の海を乗せられ給ふ時、御船居りて進む事を得ず、

此時御船を留給ひて「神（八）井耳命」（追而可考）の遠孫多武氏をして舟の神を祭らせ、御自ら松を植させられて後の印とし給ふといへり、

其苗裔多々の其武諸木の末多武の「武乙隅」（追而可考）の子多武の

「緒乙磨」と云人天喜の頃此所二住けるよし今に多武屋敷と云也、

緒乙磨住し所なれば乙丸村と云なるべし、是庄の浦の本村也

一 此家昔より流行病に染る事なしと云、たまゞ病時は彼ほら

貝に水を入れて飲時ハ忽快氣するとかや、是故に古来より医薬

服せし事無キと云々

一 近村に流行病ある時ハ此貝を吹て疫神を払ひしか、いつの頃よりか

此事を止めしとミへしが、元文の頃より又々前々のごとし

一 古老の説に、此所を寿命谷と申けるよし、此女の長寿せし故にや、又ハマへに長寿の人も多かりしならんか

一 式拾四年以前の風説に、因幡の国二筑紫より来りし女とていつ迄も年寄らざる者有、皆々怪しミ切支丹宗にやあらん
迎役人より国を退かせしと云説有しか、此度思ひ合侍れば
いよ／＼此女に相違有間敷にや、然は奥州江越行しハさのミ
久しき事にハあらざるべし

一 奥州へ行（し）商人二逢ひし（てカ）女の次第細々の咄し聞度、此春詮議せしに、去冬又々右の舟に乗り津軽辺江まかり、八月末九月にかけ残の嶋江のり乗（衍カ）下るよしなれば、咄の始終詳ならず、いと残多し、久伯昨冬山鹿江滞留せし内此物語を聞しかバ、庄の浦江まかりて彼ほら貝を見侍りし、

いかにも古物とおぼしくて口のあたり所々少し宛損じ

たる所も有、其外此浦新古の図并物語の詞について昔

の有様を思ひやりつゝ、みたりに模写して娘ともへ与へ侍るハ、

もとよりかれが子供の孝心の所より出たる事也と知らしめんが

為也

梅仙齋

岡部久伯

遠賀郡乙丸村庄屋儀平より申上候

口上覚

一 当村郷庄の浦二古来より持伝へ候ほら貝、此節

御上御用二付御役所江差出候様被仰付、則ほら貝主

伝治江為持差上申候、右ほら貝持伝へ候次第申上候様二被仰付

候得共、何たべ（ママ）村方二慥成書付等無御座候、併往古右ほら貝肉

喰候女今以遠国二致長寿居申候由、六拾年已前二風説有之候、

老人の咄二及承候処、又々三拾五年已前同様之風説御座候得共、

村方二意趣存候義少も無御座候、尤村中流行病又ハ牛

馬相煩候節杯、次第二存不申候得共、右ほら貝持廻来り候、

其後天明二壬寅年、同様之風説專御座候より、世上より取々咄候二付

咄之通写置、所持仕候者隣村二御座候、是以御役所江難差上

奉存候得共、為御内見ほら貝ニ相添差上候、何れ共

御奉行様御前宜被仰上可被下候様奉願上候、以上

寛政九年十二月 乙丸村庄屋

儀平 印

坂田新五郎様

御役所

遠賀郡乙丸村庄の浦百姓伝治乍恐申上候

口上之覚

一 私家持伝へ候寿命貝と名付候保良貝壹ツ、此節差出候様被仰付、則差出申候、右之貝何れ之時代より持伝へ候哉御吟味被仰付、奉畏候、私儀は代々乙丸村百姓二而、纒斗之高ヲ抱、年久敷庄の浦と申処ニ相住居申候、右之保良貝持伝へ居申候得共、何れの代よりと申儀不申伝へ、何さへ書付類ニも無御座候、私曾祖父、改ヲ弥右衛門と申、八拾四歳迄存命而居申候、其子権次郎私為ニハ祖父ニ御座候、私父権市と申、此兩人も八拾余歳迄存命ニ有之候、又已前より悪病流行仕候而も私家内ニは相煩候儀無御座候、ケ様之故ニ而右之貝を寿命貝也と申ならハし候ニ而有御座と奉存候、外ニは何さへ相心付候儀も

無御座候、乍恐右之段宜敷様御聞置被仰上被為下候様
偏奉願上候、以上

寛政九年十二月 乙丸村庄の浦

伝次郎

坂田新五郎様

御役所